

電子入札事務取扱要領

(趣旨)

第1条 佐世保市財務規則(昭和44年規則第9号。以下「規則」という。)第163条の規定に基づき本市の建設工事及び建設コンサルタント業務等のインターネットを利用した入札(以下「電子入札」という。)の実施に関し、必要な取扱いを定める。

(対象)

第2条 電子入札の対象は、契約課が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等のうち、次の各号のいずれかに該当する入札とする。ただし、佐世保市競争入札業者選定等審査委員会で電子入札によらないこととした場合は、この限りでない。

- (1) 建設工事 設計金額130万円以上のもの
- (2) 建設コンサルタント業務等 設計金額40万円以上の測量、地質調査、土木コンサル、建築コンサル及び補償コンサルの各業務

(電子入札に使用できるICカード)

第3条 電子入札に使用できるICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納したもので、次の各号を全て満たし、かつ、次条に規定する利用者登録を適正に行ったものでなければならない。

- (1) 電子入札コアシステム(電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。)で使用できるものであること。
 - (2) 佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載された本社代表者名義で取得したものであること。ただし、支店等に委任している場合は委任先代表者名義で取得したものであること。
- 2 ICカードを使用して行われた入札手続きは、すべて当該ICカードの名義人が行ったものとみなす。

(利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ前条第1項各号の規定を満たすICカードを使用して電子入札システムによる利用者登録を行わなければならない。

- 2 建設工事及び建設コンサルタント業務等の両方の入札参加資格を有する者は、それぞれ異なるICカードにより利用者登録を行わなければならない。
- 3 利用者登録を行った者は、登録内容に変更が生じた場合は、直ちに利用者登録変更を行わなければならない。
- 4 前項の場合において、変更する事項が「企業情報」及び「代表窓口情報」(連絡先メールアドレスを除く。)に該当する場合は、変更届を提出するとともに、変更した事項が記載されたICカードを新たに取得し、再度利用者登録を行わなければならない。

(特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い)

第5条 特定建設工事共同企業体による入札の場合は、当該企業体の全ての構成員は、入札参加申請及び入札書提出に関する権限について当該企業体の代表構成員に委ねるものとし、第3条の規定を満たす代表構成員のICカードにより入札に参加するものとする。この場合、入札公告に掲げる入札参加申請締切日時までに様式1「委任状(共同企業体での電子入札参加用)」を提出するものとする。

(入札の公告等)

第6条 電子入札による建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札については、規則第161条に規定する公告又は規則第174条に規定する指名通知(以下「公告等」という。)において、次の各号に掲げる事項も併せて行うものとする。

- (1) 入札書の送付方法

- (2) 入札書の送付期限
- (3) 入札執行の場所及び日時を代えて、開札の場所及び日時
- (4) インターネットによる入札の条件に反した入札書を無効とすること。
- (5) その他必要と認める事項

(公告等の公開時期)

第7条 公告等については、原則として毎週水曜日及び金曜日の13時に公開するものとする。ただし、公開日が佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）に規定する休日（以下「休日」という。）の場合はその前日とする。

(入札参加申請方法等)

第8条 制限付き一般競争入札の電子入札に参加しようとする者は、入札参加申請締切日時までに、電子入札システムにより必要書類（当該入札の公告において定めるものをいう。）を電子ファイルで添付し申請しなければならない。ただし、電子ファイルの容量が制限を超えるものや紙媒体による提出を指示した場合には、別途紙媒体で提出するものとする。

2 入札参加者から提出された電子ファイルがウイルス感染していたことが判明した場合には、当該書類は提出されなかったものとみなす。

(確認結果の通知)

第8条の2 前条1項の規定による入札参加の申請があったときは、その資格の有無について審査した結果を入札開始日までに電子入札システムにより通知するものとする。ただし、事後審査型制限付き一般競争入札（以下「事後審査型入札案件」という。）による場合は、第17条の2の規定によるものとする。

(事後審査型入札案件にかかる入札参加資格審査の特例)

第8条の3 佐世保市制限付き一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条から第7条までの規定は、事後審査型入札案件については適用しない。

(工事内容等に関する質問及び回答)

第9条 当該入札案件の内容等に関する質問は、契約課宛にメールで送付することとし、回答は入札情報公開サービスで公開する。

(入札方法等)

第10条 入札参加者は、入札書提出締切日時までに、電子入札システムにより入札書を送信しなければならない。この場合において、公告等に工事費積算内訳書が必要と記載されている場合は、あわせて工事費積算内訳書を添付して入札書を送信しなければならない。

(紙入札での参加を認める基準及び申請方法)

第11条 利用者登録を行った者が、次の各号のいずれかに該当し紙入札で参加することについて承認を得ようとする場合は、参加資格申請段階にあっては入札公告に掲げる入札参加申請締切日時までに、入札書提出段階にあっては入札公告又は指名通知書に掲げる入札書提出締切日時までに、様式2「紙入札移行承認申請書」に必要事項を記載し、記名押印のうえ契約課に持参し、提出しなければならない。

- (1) 入札参加者が使用する利用者登録したICカード情報のうち「企業名称」又は「ICカード名義人氏名」に変更が生じたことによる再発行の申請（準備）中であって、再発行が電子入札の手続きに間に合わないとき。
- (2) 入札参加者が使用する利用者登録したICカードが、失効、閉塞又は破損等により使用できなくなったことによるICカードの再発行の申請（準備）中であって、再発行が電子入札の手続きに間に合わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、パソコン等のトラブルにより電子入札システムを利用できないとき。

2 前項の申請書の受付は、休日以外の日の9時から17時まで（12時から13時までを除く。申

請期間最終日は、入札公告又は指名通知書に掲げられた締切時間までとする。)の間に行うものとする。

- 3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、紙入札による参加の承認又は否認を様式3「紙入札への移行(承認・否認)通知書」により通知するものとする。

(紙入札から電子入札への移行)

第12条 紙入札での参加を認められた者は、当該入札案件についてその後電子入札へ移行することはできないものとする。

(紙入札による提出方法)

第13条 紙入札での参加を認められた者は、様式4「入札書(紙移行用)」及び工事費積算内訳書(提出が不要な場合を除く。)を、工事(業務)番号、工事(業務)名、開札日、入札参加者の商号又は名称及び代表者名を表記した封筒(別紙1「封筒記載例」参照)に封入の上、入札公告又は指名通知書に掲げる入札書提出締切日時までに、契約課に持参し、提出しなければならない。

- 2 紙入札の受付は、休日以外の日の9時から17時まで(12時から13時までを除く。入札書提出締切日は、入札公告又は指名通知書に掲げられた締切時間までとする。)の間に行うものとする。
- 3 契約課職員は、提出された紙入札の封筒に、受付日時を記載しなければならない。

(入札の辞退等)

第14条 入札参加者が入札書提出前に入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書提出締切日時において、入札書又は辞退届の提出がない場合は、入札参加者は辞退したものとみなす。

- 2 入札参加者は、電子入札システムにより送信した入札書及び紙入札により提出した入札書の書換え又は引換えをすることができない。ただし、辞退については、開札前までに契約課に紙媒体で辞退届を提出した場合は認めるものとする。

(入札の無効)

第15条 電子入札においては、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 規則第170条の規定に該当する入札
- (2) 工事費積算内訳書の提出が必要な場合に、入札書とともに電子入札システムで送信しなかった者又は工事費積算内訳書に著しく不備がある者のした入札
- (3) 電子入札システムで入札書とともに送付した電子ファイルがウイルス感染していたことが判明した入札
- (4) 第3条第1項第2号に規定する名義人以外の名義人のICカードで行った入札
- (5) 紙入札をした者又はその代理人が開札に立ち会わなかった場合に、当該紙入札者が事前に提出した紙入札

(開札の立会い)

第16条 入札執行者は、入札参加者の立会いのもと開札を行うものとする。ただし、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- 2 開札に立ち会う入札参加者は、入札書受付締切日までに契約課職員に開札の立会いを行う旨を申し出なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、入札参加者のうち紙入札をした者は、当該入札の開札に必ず立ち会わなければならない。
- 4 開札の立会いに際し、入札参加者が代理人を立ち合わせるときは、委任状(開札立会用)」(様式5)を提出しなければならない。
- 5 立会人は、開札に先立ち、電子入札開札立会人名簿(様式6)に商号又は名称及び氏名を記入しなければならない。

(開札)

第17条 開札は、公告等に記載した開札予定日時後、速やかに行うものとする。

- 2 紙入札をした者がいる場合は、入札執行者は、電子入札の開札前に事前に提出された紙入札書を開封し、記載された入札金額、くじ番号及び封筒に記載されている受付時間を電子入札システムに登録するものとする。
- 3 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- 4 落札者がなく再度入札を行う場合、再度入札の送付締切は開札をした翌日の正午までとする。ただし、締切日が休日の場合はその翌日とする。
- 5 事後審査型入札案件による場合においては、前2項及び実施要領第10条第4項の規定中「落札」とあるのは「落札候補」と、「落札者」とあるのは「落札候補者」と読み替える。

(事後審査型入札案件にかかる開札の特例)

- 第17条の2 事後審査型入札案件において落札候補者の資格審査をする間は、落札決定を保留するものとする。
- 2 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌々日(休日を除く。)の正午までに、入札公告等に示した入札参加資格要件に係る必要書類を契約課に提出しなければならない。この場合において、期限までに書類の提出がないときは、入札参加資格がないものとみなす。
 - 3 前項の規定により書類の提出を受けた時は、入札公告等に示した入札参加資格要件に基づき、すみやかに審査しなければならない。
 - 4 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し第19条の規定により開札結果を通知するものとする。
 - 5 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格がない旨を通知するものとする。
 - 6 前項の場合において、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち落札候補者の次に低い価格で入札した者(以下「次順位者」という。)があるときは、その者に落札候補者となった旨の通知を行うものとする。この場合においては、前4項の規定を準用する。
 - 7 前項の規定は、次順位者以外に落札候補者となる者がある場合に準用する。

(入札の延期、中止、取消し)

第18条 電子入札において、電話等の回線に起因する事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをするものとする。

(開札結果の通知)

第19条 開札結果は、電子入札システムで入札参加者に通知するとともに、入札情報公開サービスで一般公開するものとする。

(読み替え)

第20条 第2条から前条までの規定は、水道局財務課が執行する電子入札案件について準用する。この場合において、これらの規定中「契約課」とあるのは「水道局財務課」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月8日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行し、同日以降に入札公告及び指名通知を行う工事案件から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。